

台灣稅務および投資法令 アップデート

2019年8月

租税優遇措置

「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例」が2019年8月15日より施行

「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例」(以下、「当条例」という)が2019年8月15日より施行されることが行政院より公告され、関連する主務部会も子法・規定を公布しています。当条例における実質的な投資、金融投資等に関するポイントをまとめると下記のとおりとなります。

一、資金還流時に課税があるものの、その後実質的な投資の条件を満たし、投資計画を完了させた場合、資金還流時の課税額を投資比率で計算した金額の半額の還付を申請できる。

- (一)直接投資(下記二を参照)
- (二)間接投資(下記三を参照)

二、直接投資

- (一)産業による制限：なし
- (二)投資形態

1. 営利事業者自らが投資計画を実行する場合

2. 新設事業：個人または営利事業者が現金出資で事業を新設し、かつ株式または出資を4年以上保有し、新設事業が投資計画を実行する場合

3. その他の事業への投資：個人または営利事業者が現金で他の営利事業者の新株を取得または出資を4年以上保有し、当該他の営利事業者が投資計画を実行する場合

(三)投資対象

1. 建物：自社生産用あるいは業務用の建物の建設(または購入)を指す。資金を専用口座に預け入れた日から起算して7年満了まで、住宅、賃貸として使用したり、あるいは所有権を移転してはならない。

2. ソフト・ハードウェア設備または技術：自社用かつ所有権の取得に要する費用を指す。借用、許諾等は含まれない。技術には、特許権(特許権、実用新案権および意匠権)、営業秘密、専門技術等が含まれる。

3. 投資に必要な経費：投資計画に関する必要経費を指す。前記1および2の費用の合計額の20%を限度とする。

三、間接投資

(一)産業による制限：台湾政府の重要政策に関わる分野(産業)で上場・店頭公開していない企業への投資に限られる。「五加二」産業^(注1)、製造業、サービス業、発電業および天然ガス事業、介護、カルチャークリエイティブ等の産業が含まれる。

注1：「五加二」産業とは、モノのインターネット(アジア・シリコンバレー計画)、バイオ医療、グリーンエネルギー技術、スマート機械、国防産業、新農業改革および循環型経済を指す。

(二)投資形態

1. **個人または営利事業者が台湾内のベンチャー事業、私募株式投資信託を通じて4年間以上投資する場合。**
2. **ベンチャー事業または投資信託による台湾の重要政策に関わる事業への投資で、その比率が3年目に20%、4年目に50%を超える場合。また、4年間の投資期間中に上場・店頭公開会社の株式および不動産を購入してはならない。**
3. **ベンチャー事業または投資信託による海外投資は、非上場・店頭公開会社への投資に限られ、かつその比率は投資基準日より4年目の期間満了日までの累計ベースで資本金額の25%を超えてはならない。**

(三)投資対象：上記二の(三)のような投資対象制限は設けられていない。

四、金融投資：戻し入れた資金の税引後金額の25%を上限とし、還付申請はできない。

(一)投資方法

1. **信託または証券の投資一任**で行われる。

2. 禁止事項

証券信用取引、有価証券の貸出や借入、抵当や担保とすることは禁止。これには台湾内の保険商品の保険証による借入、レバレッジまたはインバース型 ETF あるいは ETN への投資が含まれる。

3. 有価証券の投資上限(比率の分散に関する規定)

- ① 台湾内の有価証券で運用し、持株比率は被投資会社の株式の10%を超えない。
- ② 1社の株式および債券への投資は、金融投資資金の20%を超えない。
- ③ 特定の金銭信託を利用する場合は、上記の比率はそれぞれ 5%および 10%とする。

(二)投資形態

1. 台湾内の有価証券

- ① 国債、公募社債、金融債、国際債券。
- ② 上場・店頭公開、エマージング株式またはプットワント(私募株式を除く)。
- ③ 投資信託(ファンド)、指数連動型 ETF または ETN。

2. 台湾での先物取引で行われている先物、オプション取引。

3. 台湾の保険商品：個人に限定され、戻し入れた資金の税引後金額の3%を上限とする。

- ① 従来型の分割受取型即時年金保険。
- ② 利率変動型の分割受取型即時年金保険。
- ③ 生存保険金がなく、かつ一定の保障比例に該当する従来型生命保険
- ④ 健康保険、傷害保険(生存保険金を除く)

⑤介護保険

⑥現物給付型保険、健康管理保健、少額老人保険

五、租税優遇措置の重複適用不可：個人および営利事業者が当条例による租税優遇を利用した場合、当該資金はその他の法令(例えば、産業創新条例)に定める租税優遇措置を享受することはできない。

PwC 台湾の見解：

- 1.直接投資：本業のほか、新設または既存の営利事業者に投資可能ですが、現金出資または増資に限られ、かつ当該新株または出資額を4年以上保有する必要があります。これに違反し株式を譲渡すると税率20%により差額の税額が追徴されます。
- 2.直接投資の範囲：①建物、②ソフト・ハードウェア設備または技術、③前記①と②の合計額の20%以内の経費で、株式取引を明らかに除外しており、M&Aはできません。また、ソフト・ハードウェア設備または技術とは、所有権取得に関わる費用を指し(すなわち、レンタル、許諾等による形式は含まれない)、技術には、専利権(特許権、実用新案権および意匠権)、営業秘密、専門技術等が含まれ、研究開発費用は含まれません。
- 3.間接投資：個人または営利事業者が「ベンチャー事業または私募投資信託」を通じ、台湾または海外の事業をその投資対象とすることができます。台湾の重要政策に関わる分野の産業における未上場・店頭公開(新興株式市場登録会社を含む)への投資比率は規定に適合することが必要、すなわち3年目に20%、4年目に50%を超えることが必須で、なおかつ4年間の投資期間中に上場・店頭公開会社の株式および不動産を購入してはなりません。また、海外事業に投資する場合は、非上場・店頭公開会社への投資に限られ、なおかつ投資累計額は資本金額の25%を超えることはできません。
- 4.当条例における実質的な投資を申請する場合は、毎年1月現在の実質的な投資の実行状況を届け出て、投資完了後6ヶ月以内に証明書を申請し、証明書の取得から6ヶ月以内に還付を申請することが必要です。税金の還付申請には、関連手続き、必要書類や期限等の遵守に留意し、また、投資計画の完了証明書を申請する際には、各費用に関する会計士監査済報告書を添付資料として提出することが必要です。
- 5.戻し入れた資金の税引後金額の25%を上限とする金融投資の対象について、金融監督管理委員会はポジティブリストで公表しています。留意が必要なのは、保険については、個人のみ適用でき、かつ保障型保険(例えば、年金保険等)および高齢化関連保険(例えば、介護保険、傷害保険、健康保険等)に限られ、投資型または貯蓄型保険商品は含まれません。また、保険金額の上限は戻し入れた資金の税引後金額の3%とし、信託で行われるほか、当該個人が被保険者および受益者でなければなりません(即ち、自益信託であること)。
- 6.個人および営利事業者が当条例を選択し課税された場合は、産業創新条例第23-3条に定める未処分利益の減算項目、産業創新条例第23-2条に定める個人による現金での台湾内のハイリスクなスタートアップ事業への投資に関する所得控除、産業創新条例第10-1条

に定める知能機械および 5G システム支出の投資控除等を含むその他の法令に定める租税優遇措置を享受することはできません。いったん当条例を選択すると変更ができないため、申請前に投資計画の実行プランについて慎重に評価するほか、税負担コストや資金運用効率についても適切に計画を策定されることが望まれます。

(台湾税務および投資法令アップデート 2018 年 7 月号における「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例が立法院で三読会を通過」に関する記事を別途ご参照ください。)

所得税法

税金徴収法第 48 条の 1 に定める調査に関する作業手順および基準日について

財政部が 2019 年 7 月 12 日付台財税字第 10804507200 号通達を公布し、税金徴収法第 48 条の 1 に定める調査についての作業手順および基準日に関する規定(「税金徴収法第 48 条の 1 にいう調査の作業手順および基準日に関する認定原則」)を改正しました。税金徴収法第 48 条の 1 によれば、納税義務者は、調査基準日までに自主的に税務当局に追加申告し、納付漏れの税額を納付すれば処罰が免除されます。各税目の調査基準日に関する認定原則は以下の表のとおりです。

税目	調査基準日および作業手順
法人税	調査通知書日(すなわち、公文書発行日) ：具体的な調査範囲を明記し、帳簿証憑等関連資料を調査のために期限内に提出することを営利事業者、関連機関、団体、事業者あるいは個人に通知する。
個人所得税	<ol style="list-style-type: none"> 調査通知書日(すなわち、公文書発行日)：具体的な調査範囲を明記し、関連資料もしくは説明を調査のために期限内に提出することを納税義務者(源泉徴収義務者または信託の受託者)、関連機関、団体、事業者あるいは個人に通知する。 公告した調査基準日：根拠となる事実について判断した結果、客観的に明確に確認でき、ならびに税務当局が根拠となる事実および調査基準日を公告した案件。
営業税 1. 統一発票に異常が見られる案件	調査通知書日(即ち、公文書発行日) ：帳簿証憑等関連資料の提供を調査のために期限内に提出することを営業人に通知する。次のような案件が含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> 不実の統一発票(例えば、他人が紛失した、破棄された統一発票、他人から受け取った空欄の統一発票、不実の統一発票を発行する営業人による虚偽の統一発票等)を取得し、仕入税額控除の証憑として控除または還付を申告したもの。 売上高の過少申告、申告漏れ。 仕入税額、売上税額が合わないもの。
2. 仕入・売上税額に異常が見られる案件	違反の事実・証拠書類の査閲日 ：次のような案件が含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> 売上戻りまたは値引伝票の二重申告。 仕入税額控除の二重申告。

	3. 仕入返品または値引伝票の未申告。
遺産税	<p>1. 資料調査日または調査通知書日(即ち、公文書発行日)： 申告期限満了後に、調査を経て違反に関する具体的な事実・証拠資料を取り寄せるとき、あるいは調査通知を行うとき。</p> <p>2. 申告期限満了日の翌営業日： 申告期限満了前にすでに違反に関する具体的な事実・証拠資料を取り寄せたとき、あるいは調査通知を行ったとき。</p>
その他の選定案件、個別調査案件等	調査通知書日(即ち、公文書発行日) ：調査通知書に具体的な調査範囲を明記する。

会社法・証券管理に関する法律

優先株主が取締役・監査役に選任された場合について

会社法第157条第1項第5款によれば、会社が優先株を発行する場合は、定款に「優先株主が一定数の取締役に選任される権利」を定めることができます。したがって、当該規定により選任された取締役は優先株主でなくてはなりません。ただし、取締役に選任された優先株主が政府または法人株主である場合は、会社法第27条第1項により、自然人を指定し、代表としてその職務を行わなければなりません。この場合、当該自然人が優先株主である必要があるかどうかについて、経済部は2019年6月14日付経商字第10800045890号通達において、会社の取締役は、当該法人が指定する自然人ではなく、当該法人(すなわち、優先株主)が担当するものであり、自然人は法人取締役を代表して職務を行使するのみであるため、当該自然人は優先株主である必要はないと説明しています。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com

www.pwc.tw/ja

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.